

こうち孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 本プラットフォーム（以下、「本会」という。）は、地域のつながりや支え合いの力の弱まりに伴う社会的孤立や顕在化する複合課題などに対応するため、たて糸（行政）とよこ糸（社会福祉法人や民間企業・団体、NPO法人、地域住民等様々な主体）が幅広く連携し、孤独・孤立対策を高知型地域共生社会の実現に向けた取り組みと一体的に推進しながら、つながりを実感できる地域づくりを行うことを目的とする。

(活動内容)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取り組みを行う。

- (1) 孤独・孤立対策の推進に向けた啓発
- (2) 行政機関及び支援団体の活動内容の共有並びに連携機会の提供
- (3) 先進的な取り組みやノウハウの共有及び情報発信
- (4) 各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた各種連携
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(構成団体)

第3条 本会は、設置の目的に賛同する次の各号に掲げる団体及び企業により組織する。

- (1) 高知県内の市町村
- (2) 高知県社会福祉協議会及び高知県内の市町村社会福祉協議会
- (3) 高知県民生委員児童委員協議会連合会及び市町村民生委員児童委員協議会
- (4) 高知家地域共生社会推進宣言団体・企業
- (5) 高知県地域見守り協定締結事業者
- (6) その他支援機関

(会費)

第4条 本会に係る入会費及び年会費は徴収しない。

(本会からの退会・除名)

第5条 本会を退会しようとする団体・企業は、その意思を書面により事務局に届け出ることと退会することができる。また、団体・企業が次の各号のいずれかに該当するときは、高知県は職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれないとき
- (2) 本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- (3) 団体等が解散又は営業を停止したとき

(4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき

(5) その他本会の運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

(事務局)

第6条 本会の事務局を高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

本要綱は、令和7年3月31日から施行する。